

市議会 自治基本問題調査特別委員会からの意見を受けての検討2:個別規定

検討No.	整理番号		項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	市議会の意見に対する市民会議の考え方	市議会の意見に対する対応(案)
2	1	(1)	目的	案文	市政会議 市民クラブ	「自主自立のまちの実現」は手段であり最終目的ではない。「すべての市民の幸福感や充実感があふれる社会の実現」が目的と考えるので、加えてほしい。	「すべての市民の幸福感や充実感があふれる社会の実現」は、究極の理想であると考えるが、自治の推進により目指す姿としては、あまりにも大きすぎる目的である。 - 自治基本条例において「自主自立のまちを実現する」ことは手段ではなく、最終的な政策目的であると考える。	D. 最終目的である「自主自立のまち」の意味合いを説明するため、下記により修正する。 ■1-(1)「目的」の説明 (p4) ※文末に下記一文追加 ○なお、「自主自立のまち」とは、新市建設計画のまちづくりの基本理念の中で掲げている概念であり、本条例に基づき自治を推進していく最終的な政策目的としてふさわしいものと考えられます。 参考：『新市建設計画』P17 3. まちづくりの基本理念 Ⅲ 新市建設の基本方針 より これまで、どちらかと言えば国や県に頼りがちであった市町村も、地方分権の流れの中で「自己決定、自己責任、自己負担」の原則の下、自主自立の運営が必要となっています。 私たちが目指すのは、受け身であったり一方的に頼ったりするのではなく、市民が自主的に支え合い、まちや地域として自立していける姿です。そこでは人（個人）が自立し、地域経済が自立し、行政も自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になります。
3	1	(2)	定義	案文	市政会議	(5) の協働の定義の中で、「それぞれの立場及び特性を対等なものと尊重する考えの下」という表現はわかりやすいものに変えた方がいい。	適切な意見であり、修正する。	B. 提案の主旨を踏まえ、下記により修正する。 ■1-(2)「定義」の案文 (P4) ○ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。
4				案文	政新	(5) 協働の定義で「市政運営の公共的な」となっているが、協働は市政運営に限らない。「1. (4) 自治の基本原則」「7. (1) 協働」では「公共的課題～」としており、市政運営に限定していないのではないか。	指摘のように、「協働」は市政運営に限らないことから、案文の「市政運営」の文言を削除する。 ※全体会でも同様の点の指摘あり⇒対応済	

検討No.	整理番号		項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	市議会の意見に対する市民会議の考え方	市議会の意見に対する対応(案)
5	1	(4)	自治の基本原則	案文	政新	「(2) 市民参画の原則」は「参画機会保障の原則」に変更すべき。男女協働参画も含めた機会均等づくりを明記すべきである。市民参画については「7. (2)」で規定されている。自治の原則として大事なものは参画機会を保障することである。	- 自治の基本原則では、市民参画を基本として市政運営を行うという原則を示す必要があり、提案のあった「参画機会の保障」では、不十分であると考え。 - なお、現在の案文は、市民参画の機会の保障しか述べていないため、規定内容を精査する必要があると考える。	D. 市民参画の原則の内容を精査した結果、下記により修正する。 ■1-(4)「自治の基本原則」の案文 (P6) (2) 市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。 ■1-(4)「自治の基本原則」の説明 (P7) (略) 二点目として、公正な市政運営は、自治の主体である市民の参画の下で推進していく必要があることを踏まえ、これを自治の基本原則として掲げることとしました。 (略) ■7-(2)「市民参画」の案文 (P27) ① 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。 ② 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の整備をするとともに、その周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。 ■7-(2)「市民参画」の説明 (P27-28) (略) 一点目として、市議会及び市長等は、市民参画の原則に基づき、これを推進するため、あらゆる市民に市民参画の機会を平等に保障しなければならないことを定めています。 二点目として、市民一人ひとりの主体的な参画を促す必要があることから、市議会及び市長等は、市民参画しやすい制度を整備するとともに、その機会を保障すること、また、その制度の内容や参加するための方法をできるだけ分かりやすく周知し、市民の意識を高めていくことを定めています。 (以下略)
6					政新	「(4) 多様性尊重の原則」については『全体からの視点』としては理解できるが、『それぞれの立場からの視点』が重要であることから、「個性の尊重と相互理解の原則」としていただきたい。	提案のあった「個性の尊重と相互理解の原則」とした場合は、「人」や「地域」の多様性が伝わりにくいこと、また、人に関する個性のイメージが強くなり、地域の歴史、文化及び価値観なども尊重するというニュアンスが伝わりづらいと考えられる。	C. 提言書(素案)のとおりとする。

検討No.	整理番号		項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	市議会の意見に対する市民会議の考え方	市議会の意見に対する対応(案)
7	2	(1)	市民の権利	案文	市政会議 市民クラブ	①に下記の文言を追加ならびに修正していただきたい。市民の直接民主主義の諸権利を体系的に明らかにしておくことが重要なため。 記：①市民は、主権者として、この条例及び地方自治法に定める範囲において、次に掲げる権利等を有し、必要に応じてこれを行行使することができる。 (1) 市長又は市議会議員に立候補し、及び選挙する権利 (2) 市議会及び市長等に請願する権利 (3) 条例の制定・改廃を請求する権利 (4) 市民投票の請求又は発議の権利 (5) 議会の解散、又は市議会議員及び市長の解職の発議の権利 (6) 住民監査請求及び住民訴訟の権利	- 本条例における自治の主体（市民・市議会・市長）の権利に関する規定は、地方自治法などで定められている個別具体的な権利を列挙することを本来的な目的としていない。 - また、提案にあった（4）市民投票の請求又は発議の権利については、市民による意思表示の権利であり、条文の（2）市民参画をする権利に含まれるものと考えられるなど、それらの概略を示すことで十分であると考ええる。 - なお、現在の提言書（素案）における、市民の権利の規定については、市民、市議会、市長の三者の権利（権限）の規定のバランスを考慮して整理する必要があると考える。	D. 市民、市議会、市長の三者の権利（権限）の規定のバランスを整理した結果、下記により修正する。 ■2-(1)「市民の権利」の案文（P8） ① 市民は、自治の主体として、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるところにより、市民の代表を選び、条例の改正又は改廃等の直接請求を行う等の権利を有し、これを行行使することができる。 ② 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができる。 (1) 市政運営に関する情報を知る権利 (2) 市民参画をする権利 (3) 協働をする権利 ③ 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。 ■2-(1)「市民の権利」の説明（P8） この項目は、自治の主体である市民が、自治に関する権利として有している権利を明らかにするものです。 一点目は、選挙権、直接請求、住民監査請求などの地方自治法で定められている市民の権利について改めて明らかにしています。 ここでは、市民が、自ら市長や市議会議員に立候補し、又は投票することにより代表者を選ぶとともに、市政運営を監視し、市民の意思に沿わない市政が行われている場合には、一定のルールの下、条例の制定又は改廃、市議会の解散又は、市議会議員及び市長の解職、事務の監査、住民監査などを求め、直接権利を行行使できることを明らかにしています。 二点目は、地方自治法に定める権利のほか、自治を推進していくための市民の基本的な三つの権利について明らかにするものです。 まず、②の一点目の「(1) 市政運営に関する情報を知る権利」とは、情報共有の原則に基づくもので、市民がまちづくりや市政運営に参画し、協働するための前提となる「知る権利」を保障し、市議会及び市長等が保有する情報を必要に応じて請求する権利のことです。 (以下略) ※項目番号の修正あり ■2-(2)「市民の責務」の案文（P9） ② 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。

検討No.	整理番号		項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	市議会の意見に対する市民会議の考え方	市議会の意見に対する対応(案)
8	2	(1)	市民の権利	案文	共産党議員団	②の中で、「サービスを享受」とあるが、「平等」を追加し、「サービスを平等に享受」とすべきである。	本規定はサービスを享受する「結果の平等」を意図するものではなく、法令等に定められたルールの範囲内で平等に享受できる権利を有するという意味での「機会の平等」を意図したものである。	C. 提言書（素案）のとおりとする。
9	3	(1)	市議会の権限	案文	統一意見	「市政運営の監視」は市議会の責務の中にも機能として掲げられているが、市議会の権限でもあるので、ここでも規定すべきである。	提案の主旨を踏まえ、修正する。	B. 提案の主旨を踏まえ、市民、市議会、市長の三者の権利（権限）の規定のバランスを整理した結果、下記により修正する。 ■3-(1)「市議会の権限」の案文（P10） ○ 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、 地方自治法 に定めるところにより、 市政運営を監視するとともに、 条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定 その他 市政運営の基本的な事項を議決し、 市の意思を決定する。
10	3	(2)	市議会の責務	案文	統一意見	「私たちのまち」という表現がここにだけ使われているが、全体との整合が取れていないのではないか。 「全市的な視点」を「市民の代表者としての視点」に換え、(1)の「市民の代表者としての意思決定機能」を「市としての意思決定機能」にすべきと考える。市民の代表は立場をさし、意思決定は市の意思をさすものとするため。	- 提案の主旨を踏まえ、修正する。 - なお、市議会が、団体意思を決定する機関であることから、「全市的な視点」を有することは、不可欠の視点であると考えため削除できないものとする。	B. 提案の主旨を踏まえ、市民、市議会、市長の三者の権利（権限）の規定のバランスを整理した結果、下記により修正する。 ■3-(2)「市議会の責務」の案文（P10） ① 市議会は、 市民の代表として、 全市的な視点及び 市 を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。 市の意思決定機能 - 市政運営の監視機能 - 政策立案機能 - 立法機能

検討No.	整理番号		項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	市議会の意見に対する市民会議の考え方	市議会の意見に対する対応(案)
1 1	3・4 共通		市議会 市長等	案文	統一意見	「4 市長等」と対比すると整合の取れていない部分がある。例えば権限の部分で、市長には「市民の代表として」とあるが、同じ市民の代表である市議会には記載されていない。また、議会には「議事機関」とあるが市長には「執行機関」とは記述がない。表現を合わせる必要があるのではないか。	提案の主旨を踏まえ、修正する。	B D. 提案の主旨を踏まえるとともに、市民、市議会、市長の三者の権利（権限）の規定のバランスを整理した結果、下記により修正する。 ■3-(2)「市議会の責務」の案文（P10）※再掲 ① 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。 (1) 市の意思決定機能 (2) 市政運営の監視機能 (3) 政策立案機能 (4) 立法機能 ■3-(3)「市議会議員の責務」の案文（P11） ① 市議会議員は、市民の代表として、自己の研鑽に努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。 ■4-(1)「市長の権限」の案文（P12） ① 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより本市を統轄し、本市を代表する。 ② 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。 ■4-(2)「市長の責務」の案文（P12） ① 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。
1 2	5	全体	市政運営	案文	市政会議 共産党議員団	いくつかの箇所で「議会」とあるが「市議会」にすべきであろう。	提案のとおり修正する。	A. 提案のとおり、関係箇所を全て修正する。
1 3	5	(1)	基本原則	案文	共産党議員団	②の中で、「戦略的に」という表現は「積極的に」に換えるべき。	「戦略的」には、様々な資源を適切に生かしていくという自治体経営の観点の必要性を伝える主旨があり、現在の「戦略的」という言葉の方がイメージとしてとらえやすいと考える。 - また、提案のあった「積極的」では、条文の趣旨が変わるため、変更できないものとする。	C. 提言書（素案）のとおりとする。
1 4		(3)	財政運営	案文	共産党議員団	②の中で、「情報を市民に」とあるが、「情報を市民と市議会に」にしていきたい。	- この項目は、広報等により、市民に財政状況について分かりやすく公表するという趣旨で設けたものであり、「市議会に」を加えると、条文の主旨が変わることになる。 - また、市議会は、決算認定や検閲・検査等の権限が認められており、詳細な財政状況をいつでも入手できるものとするため、あえて記載は不要と考える。	C. 提言書（素案）のとおりとする。

検討No.	整理番号		項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	市議会の意見に対する市民会議の考え方	市議会の意見に対する対応(案)
1 5		(7)	審議会等	案文	統一意見	「会議の公開」及び「会議録等の提供」について規定すべきである。	提案の主旨を踏まえ、修正する。	B. 提案の主旨を踏まえ、「(7) 審議会等」を下記のとおり修正する。 ■5-(7)「審議会等」の案文 (P18) ① 市長等は、市の重要な計画又は理念等を定める条例等に関する審議会等の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。 ② 市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、委員等の男女の構成比に配慮しなければならない。 ③ 市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。 ④ 市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。 ■5-(7)「審議会等」の案文 (P18) この項目は、法令や条例の定めにより設置しなければならない審議会や、この市民会議を含む各種委員会等の構成員となる委員の選任についての手続と審議会等の公開について明らかにするために設けたものです。 一点目は、市政運営にかかわる重要な計画及び条例等を策定するために設置する審議会等の委員等の選任に当たっては、公正な市政運営に資するよう公平性に配慮し、透明性を有する手続とすることを求めるものです。 ここでいう公平性への配慮とは、多くの市民から多様な意見を聴くために、委員等の選任にあたり、幅広い分野・年齢層・居住地域等や、男女の構成比、同一人物の委員等の兼務状況などを考慮することをいいます。 また、市長等は、委員等の選任基準や選任の経過等を明らかにするなど、手続の透明性を確保するよう努めなければなりません。 二点目は、審議会等の委員等の選任に関する当市の特徴的な取組として、男女の構成比への配慮を明記したものです。 三点目は、(省略) 除きます。 四点目は、市民との情報共有を図り、公正で透明性の高い市政運営を推進するために、審議会等の会議は、個人情報に関わるものなどを除き、原則公開とすることを明らかにしたものです。
1 6		(7)	審議会等	案文	統一意見	「複数委員会兼務の制限」と男女共同参画をめざした「クオータ制の努力義務」についても規定すべきである。	- 指摘を受けた制度については、審議会等の委員の選任に関する当市の特徴的な制度であることから、提案の主旨を踏まえ、修正する。 - なお、複数委員会兼務の制限は「男女共同参画基本条例」で規定されているクオータ制と異なり、「審議会の設置等に関する指針」における運用指針であり、制度として確立しているとはいえないことから、条例の本文には具体的に規定する必要はないと考える。 - ただし、同制度が意図している審議会の委員選任における公平性への配慮は重要な視点であることからその旨を条例に規定することは必要と考える。	

検討No.	整理番号		項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	市議会の意見に対する市民会議の考え方	市議会の意見に対する対応(案)
17	5	(9)	オンブズパーソン	項目記載順	統一意見	①は苦情対応についての記載であり、オンブズパーソンについてではない。中項目(9)を「オンブズパーソン等」に変更するとともに、①と②を入れ替え、オンブズパーソンの規定を前に持ってくるべきであろう。	- 提案の主旨を踏まえ、修正する。 - なお、修正方法については、オンブズパーソンという個別制度を項目名に掲げるよりも、一つ目の項目の内容を踏まえ「苦情処理等」とし、包括的な名称とすることが適切と考える。 ※全体会でも同様の点の指摘あり ⇒対応済	B. 提案の主旨を踏まえ、項目名を「苦情処理等」に修正する。
18		(14)	政策法務	案文	統一意見	「市長等は、～、条例等を制定する権限」という表現では『市議会の権限』と誤解する恐れがあるため、別の表現を検討していただきたい。	- 提案の主旨を踏まえ、修正する。 - また、市議会と市長の双方が政策法務の主体であることを明らかにすることも必要と考える。	B D. 提案の主旨を踏まえるとともに、市議会と市長の双方が政策法務の主体であることを明らかにするため、下記により修正する。 ■5-(14)「政策法務」の案文（P22） ○ 市議会及び市長等 は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、 規則 等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈と運用に努めなければならない。
19		(16)	危機管理	案文	共産党議員団	①と③の中で、「対応」とあるが「対処」ではないか。	- 提案の主旨を踏まえ、修正する。 「対応」は、「対処」も含めたより広い概念を示す言葉であることから、事前の備えも含めた規定である①は「対応」のままとし、災害等の発生時の規定である③は「対処」と修正する。 ※大辞林 第二版（三省堂）より 「対応する」 相手に応じて物事すること。 例：事態に―して方針を変える 「対処する」 ある事に対して適当な処置をとること。 例：困難な事態に―する	B. 提案の主旨を踏まえ、下記により修正する。 ■5-(16)「危機管理」の案文（P23） ① 市長は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という）に的確に対応するための体制を整備しなければならない。 ② 市長は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかな状況把握に努め、及び対策を講じなければならない。 ③ 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に 対処 しなければならない。
20	6	全体	都市内分権	案文	政新	大項目「6 都市内分権」が「(1) 地域自治区」しかないのであれば、「5 市政運営」に含んでも差し支えないのではないか。	「都市内分権」は、本条例における特徴的な事項であるので大項目としておくことがふさわしいと考える。 - なお、条文化の際は、①を「都市内分権」、②から⑤を「地域自治区」として、それぞれ条立てされることを想定している。	C. 提言書（素案）のとおりとする。
21				案文	政新	地域自治の推進を目指している基本条例ならば、「6 都市内分権」ではなく、「6 地域自治」とすべき。「都市内分権」は「地方分権」同様、『中央から分け与える権限』に思える。地域主権の志を明確にすべきである。	「都市内分権」とは、「できるだけ住民に近いところで解決されるべき」という点において、地方分権の考え方を都市の内部に当てはめた考え方であり、市民が、それぞれ地域の課題を主体的に解決することができる仕組みをイメージしていることから、項目名を「地域自治」に変えると、項目の趣旨が変わることになる。 - また、「地域自治」では、どの範囲での「地域」をさしているのかがわかりにくく、「都市内」の文言を用いることがふさわしいと考える。	C. 提言書（素案）のとおりとする。

検討No.	整理番号		項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	市議会の意見に対する市民会議の考え方	市議会の意見に対する対応(案)
22	6	(1)	地域自治区	案文	市政会議 市民クラブ	③事務所については 13 区と旧市で異なるが、整合を明確にしておく必要があるのではないか。	- 事務所の機能の詳細に関する規定は、地域自治区制度の根幹に関わるものではないことから、詳細については、別に定めることが妥当と考える。 - 地方自治法において、地域自治区を設置する場合は、事務所を設置する必要があるが、その「機能」については、一律である必要はない。	C. 提言書（素案）のとおりとする。
23	6	(1)	地域自治区	案文	政新	④・⑤は基本条例で規定する必要がないので削除してはどうか。	地域協議会の設置と準公選制による委員選任の制度は、当市における地域自治区制度の根幹を成すものと考えことから、規定が必要と考える。	C. 提言書（素案）のとおりとする。
24	7	(1)	コミュニティ	案文	市政会議	①カッコ内のコミュニティの定義では幅広すぎる。また「団体」より「集団」という言葉の方が、集まり・つながりをイメージできる。「活動する市民団体」を「地域に関わりながら活動する集団」としてはどうか。	- 地域との関わり方の考え方については、提案の主旨を踏まえ、修正する。 - なお、本条例におけるコミュニティについては、「人」のつながりを出発点とし、多様な考え方や立場の「人」が共通の目的の下に集まることが大切であると考えことから、「集団」よりも「団体」の方がふさわしいと考える。	B. 提案の主旨を踏まえ、下記により修正する。 ■7-(1)「コミュニティ」の案文（P28） ① 市民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域に関わりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。）への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。
25	8	全体	市民投票	説明	共産党議員団	市長は住民投票の実施を「市民の意見が二分しているとき」としているが、それはここで規定される『市民・市議会・市長が対等に発議権を持ち、市民意思の確認をする』と異なる。明確な記載が必要ではないか。	本件は、提言書の内容に関わる意見ではないと考える。	
26	8	(1)	市民投票	案文 説明	市政会議 市民クラブ	7の中で、「総数の4分の1以上」とあるのを「総数の5分の1以上」とすべきである。一般的には市民投票は投票率が2分の1以上の場合に成立するといわれて、そのうちの2分の1を超えると可決される。すなわち「総数の4分の1以上」は可決要件と同じであり、制度矛盾をきたすといえるのではないか。	- 本条例では、50分の1以上の連署と市議会の議決が条件となる市民投票も用意していることから、市議会の議決を要件としない市民投票の実施にあたっては、より高い慎重性の確保が必要と考える。 - 市民投票は、特別な重要案件についてのみ実施されるものと考えことから、成立要件の数値は、議会の解散や市長の解職請求の要件である3分の1までは必要ないと考えるが、本件は、それに次ぐ要件の厳格性が必要と考えることから、5分の1よりも4分の1の方が妥当であると考え。 - なお、市民投票が成立するための最低投票率の要件は、他事例では50%以上を設定しているケースもあるが、今回は個別条例で定めるものとしている。	D. 連署数の目安の根拠を精査した結果、説明文を修正する。 ■8「市民投票」の説明（P30） なお、後者の制度の連署数については、市民投票の実施にふさわしい民意の高まりを確認できる数値の目安として設定しました。本条例では、第2項の規定による市民投票も用意していることから、市議会の議決を要件としない市民投票の実施にあたっては、より高い慎重性の確保が必要と考えています。成立要件の数値は、市議会の解散や市長の解職請求の要件である3分の1以上の連署数までは必要ないと考えますが、本件は、それに次ぐ要件の厳格性が必要と考えることから、請求権者の4分の1以上の連署としました。 三点目は（以下略）
27				案文 説明	市政会議 市民クラブ	7の「総数の4分の1以上」ではハードルが高すぎるのではないか。	成立要件は、「総数の4分の1以上」がふさわしいと考えることから、修正しない。（根拠は上記）	
28				案文 説明	公明党 昆風	7の「総数の4分の1以上」に賛同する。住民による重い判断となることから「4分の1以上」が妥当である。	意見に賛同する。	

検討No.	整理番号		項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	市議会の意見に対する市民会議の考え方	市議会の意見に対する対応(案)
29				案文	創風クラブ	8 中の「年齢満 18 歳以上の市民で」を削除した方がいい。高校生の対応をどう考えているのか。	- 今回の提言書（素案）において投票資格者を 18 歳以上としたのは、若者の権利や責任の自覚にもつながり、未来を担う人材を育成する効果が期待されること、国民投票法における投票年齢の 18 歳以上への引き下げや世界的な選挙権の動向を踏まえたものである。 - また、市民投票による市民参画の場面において、高校生であるか否かは考慮すべき案件ではないと考える。	C. 提言書（素案）のとおりとする。
30	10		最高規範性	記載順 考え方	政新	「最高規範性」は、10 番目に記載されているが、本条例の位置づけという点から「総則」の次(2 番目)に持ってくるべきではないか。	当市では、「最高規範」を総則の中に位置付けるのではなく、1 つの章として位置付けるとともに、「11 改正等」の前に位置付けることで、最高規範性をより明確にするという意図をもっている。	C. 提言書（素案）のとおりとする。
31				案文	創風クラブ	①で「最高規範、～ 遵守し」、②で「他の条例、規範等～この条例の趣旨を尊重し」「この条例との整合を」と記載されているが、これだけでは最高規範性の位置づけが不透明なのではないか。	最高規範についての規定の明確化は、これ以上は困難であると考える。	C. 提言書（素案）のとおりとする。

検討No.	整理番号		項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	市議会の意見に対する市民会議の考え方	市議会の意見に対する対応(案)
3 2	11	(1)	条例の見直し	案文 説明	統一意見	①の「5 年ごとに」を「5 年を超えない期間ごとに」に修正していただきたい。これは 5 年にこだわるものではなく、「必要に応じて」という意味と「最長 5 年までには」という意味を含んでいる。	- 見直しの結果は、直接改正に結びつくものではなく、市民、市議会の要請も受入れながら、随時、見直しを行えることが、この条例の発展につながるものとする。 「5 年」という定期見直しの明確な年限を設けたのは、条例の検証についての不作為を防止するためである。 - 見直しの進め方については、誰にとってもわかりやすいルールとすることが必要であると考えることから、より明確な規定が必要と考える。	B D. 提案の主旨を踏まえるとともに、見直しについての考え方を明確にする必要があるため、下記により修正する。 ■11-(1)「条例の見直し」の案文 (P35) ① 市長は5 年ごとに、この条例の内容を経済社会情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない。 ② 市長は、前項の見直しのほか、必要に応じてこの条例の見直しを行うことができる。 ③ 市長は、前 2 項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。 ④ 市長は、第 1 項及び第 2 項の見直しを行ったときは、その結果を公表しなければならない。 ■11-(1)「条例の見直し」の説明 (P35) この項目は、この条例を時代に合ったものとし、自治の在り方をより進んだものとしていくための定期的な見直しの必要性和方法を明らかにするために設けたものです。 本条例は、現在の我々が考える自治の在り方を規定したものであり、その内容には普遍性があるものと考えていますが、将来的に社会経済情勢が変化した場合は、自治の在り方もそれに対応していくことが必要と考えることから、この規定を設けています。 本条例の見直しを行う責務は、市長が有しており、見直しの方法は 5 年ごとの条例全体を対象とした定期的な見直しを基本としつつ、必要に応じた見直しも可能にしています。 また、この規定は、市民及び市議会が独自に見直しを行うことを妨げるものではなく、見直しの結果、改正の必要性が生じた場合は、それぞれ改正手続きを進めることができます。 一点目の規定は、市の長期的な計画に準じて 5 年に一度、定期的な見直しを行うことを定めており、条例の施行日から 5 年ごとに見直しの結果を市民に公表することを意味しています。 二点目の規定は、市長が経済社会情勢の変化や市民、市議会からの求めに応じてその必要性を判断して行うものです。 市長は、いずれの見直しの実施に当たっても市民の意見を聴くために必要な措置を講じる責務を有するものとしており、その具体的な方法は、市長にゆだねることになりますが、この条例の趣旨やこれまでの策定経過を踏まえると、この市民会議のように市民が参画できる諮問機関によることがふさわしいと考えられます。 (以下略)
3 3				案文 説明	創風クラブ	①の中の「5 年ごとに、」を削除してもいいのではないか。		
3 4				案文 説明	共産党議員団 (委員会時)	①の中で、「5 年ごとに」を「4 年ごとに」にすべきではなか。4 年にすれば市長任期の中で必ず 1 回は見直しをすることになる。		

検討No.	整理番号		項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	市議会の意見に対する市民会議の考え方	市議会の意見に対する対応(案)
3 5				説明	政新	・ 【説明】の中で、「総合計画に準じて5年に一度」となっているが、総合計画の見直しと直接関係ないので、紛らわしい記載は削除すべき。	・ 適切な意見であり、修正する。(前述の見直し規定の再整理に合わせて修正する)	A. 提案のとおり修正する。 ※No.3 4に記載
3 6	11	(2)	改正等	案文	市政会議 市民クラブ	・ 市民、市議会も改正の提案(請求)をすることができるので、その規定を設けるべきである。	・ 本条例は、市民の権利を個別具体的に列挙することを目的とするものではなく、市民、市議会、市長の権限の中に条例の制定改廃への関わり方を規定しており、改正手続の項目で改めて規定することは必要ないと考える。	C. 提言書(素案)のとおりとする。
3 7				案文	市政会議	・ 「広く市民の意見を聴くために」のあとに「市民投票を発議し、又はその他」を加え、最高規範にふさわしい民主的な手続きを担保する。また改正内容に応じて必要な措置を選択できるように「その他」の文言を入れておく。	・ 広く市民の意見を聴くための手段として、市民投票を実施することは可能と考えるが、主に採るべき手法ではないと考えるため修正しない。	C. 提言書(素案)のとおりとする。
3 8				案文	市政会議 市民クラブ	・ 「改正には市議会の3分の2以上の賛成が必要」とした特別議決の条項を入れるべきである。	・ 特別多数議決については、現行の地方自治法上は、違法の恐れが強く、また、現行制度下の市民、市議会、市長等の3者のバランスを崩すことから、規定しない。	C. 提言書(素案)のとおりとする。
3 9				説明	創風クラブ	・ 【説明】の中の「執行機関である市長の権限濫用を防止する観点から、」は不要であると考ええる。	・ 適切な意見であり、修正する。 ・ 市民参画の観点で本手続きを設けた主旨を明確にすることが必要と考える。	B D. 提案の主旨を踏まえるとともに、市民参画の観点で本手続きを設けた主旨を明確にするため、下記により修正する。 ■11-(2)「改正手続」の説明(P35) この項目は、最高規範の改正にふさわしい慎重性を確保する観点と、改正の発議に至るまでの過程が市民参画の下で行われることを重視する観点から、市長が発議を行う場合の手続を規定したものです。 本条例の改正を発議する主体としては、市民、市議会(議員及び常任委員会)、市長の三者を想定しており、その手続は、地方自治法で規定する通常の条例改正の手続によることになります。 そのような中で、市長が改正の発議を行う場合は、 あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じることを求めている。市長は、この条例の趣旨を踏まえた上で、自らの責任の下、案件に応じて必要な措置を選択し、講じることとしました。 その具体的な方法としては、一般的には、この市民会議のよう な市民が参画できる 諮問機関によることを想定していますが、本条例では、常設型の市民投票制度も備えていることから、市民、市議会(議員及び常任委員会)、市長の三者のいずれかが発議者となることにより条例改正に関する市民投票の実施も可能となっています。 (以下略)